

中小・小規模事業者 賃上げ環境整備支援補助金のご案内



補助対象者	道内の中小・小規模事業者等※1	
区分	通常枠	促進枠
補助率	1／2	3／4
上限額	200万円	300万円
賃上げ要件※2	率を問わない	4％以上
加 点 要 素	パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業※3 など	
補助対象経費	新事業展開、新商品・サービス開発、設備投資 (デジタル技術の導入を含む)、人材育成・確保・ 定着、販路拡大など、賃上げ環境の整備に要する経費 (例) 機械装置・システム等費、クラウド使用料、 広報費、展示会出展費、開発費、 専門家謝金、委託費、外注費、研修費 など	
スケジュール (予 定)	募集期間：4月中旬頃～6月下旬頃 採択決定：8月頃	

※1 詳細は裏面を参照

※2 2025(令和7年)年12月時点と比較し、事業終了時点までに賃上げを実施。

※3 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)への登録で加算される。**公表までに時間を要しますので、早めにご登録ください。**



北海道経済部地域経済局

中小企業課経営支援係

011-204-5331

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/249117.html>



補助対象者

1 道内中小・小規模事業者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社（株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、土業法人）又は個人事業者で、道内に本店（個人事業者は住所）を有し、下図に該当する業種における資本金、または従業員数のいずれかを満たしていること。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業及びみなし大企業は除く。

業種	資本金	従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種（②～④除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者です。

なお、国及び自治体等の公的機関は次の①から⑤において大企業とみなします。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- (4) 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

2 道内中小・小規模企業者であっても対象とならないもの

- (1) 暴力団関係者
- (2) その他、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと事務局が判断する者

3 参考～道内中小・小規模企業者に該当しないもの（交付対象外）

社会福祉法人、医療法人、農事組合法人、農業法人、社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合（LLP）

雇用している従業員の賃上げが必要です

※現在従業員がいなくても、新たに雇用した場合は申請が可能です。

その他、加点要素、補助対象経費などの
制度の詳細については検討中です。